

能登半島地震で発生した災害廃棄物の処理を開始しました

令和6年能登半島地震の被災地では、損壊家屋等の解体・撤去に伴う災害廃棄物が大量に発生しており、本市では、東京都、横浜市と連携しながら広域処理を進めることを発表したところです。この間、環境省、被災自治体、連携自治体と協議し、**9月27日(金)から浮島処理センター(川崎区浮島町)で災害廃棄物の処理を開始しました。**

1 災害廃棄物の処理について

輪島市、珠洲市で発生した建物の解体等に伴う災害廃棄物を、川崎市及び横浜市が所有している鉄道輸送コンテナを活用し、石川県内から都内等の貨物駅に鉄道輸送で運搬、本市施設で処理を開始しました。本日は、鉄道輸送コンテナ2基分の約8トンの災害廃棄物を処理しました。

(1) 処理期間

令和6年9月27日から令和8年3月31日まで

(2) 処理施設

浮島処理センター(川崎市川崎区浮島町509-1)

(3) 災害廃棄物の性状

木くずを含む可燃性混合廃棄物

(4) 鉄道輸送コンテナ

本市の鉄道輸送コンテナ6基を貸与し、輸送します。

今後、輸送量確保に向けて、貸与するコンテナを増やしていきます。

2 今後の受入れについて

今後は、被災市の解体が加速していくことを想定し、処理可能量を月あたり250トン以上確保していきます。

【問合せ先】

川崎市環境局施設部処理計画課 池田
電話 044-200-2586

3 本日の処理状況（令和6年9月27日）



可燃性混合廃棄物



鉄道輸送コンテナ到着



ごみピット投入